

岐阜県公報

目次

規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則

(情報産業課)

ページ

規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十七号

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則(平成八年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「場合」の下に「における当該指定に係る施設の使用について」を加え、「以下次条及び第四条まで」を「次条及び第四条」に改める。

第五条中「条例別表」を「条例別表第一」に改める。

第九条第一項第一号中「ソフトピアジャパンセンター(以下「センター」という。)」を「本館等(本館、第一別館及び第二別館並びにそれらの附属施設設備等をいう。以下同じ。)」に改める。

第九条の次に次の三条を加える。

(使用料の納入)

第九条の二 条例第八条に規定する使用料は、次条に定める場合を除き、使用許可を受けた日から二十日以内(使用許可を受けた日から二十日以内に使用日が到来する場合にあつては、当該使用日まで)に全額納入するものとする。ただし、使用料延納申請書(別記第十二号様式)を提出し、知事がこれを承認したときは、当該承認に係る期日までに納入すれば足りる。

(使用料後納の取扱い)

第九条の三 この条において「使用料後納の取扱い」とは、使用した月に係る使用料をその翌月の知事が指定する期日までに（入居施設にあっては、使用した月の知事が指定する期日までに）納入することをいう。

2 知事は、使用料の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、使用料後納の取扱いの承認をするものとする。

3 前項の承認を受けようとする者は、使用料後納申請書（別記第十三号様式）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第二項の承認を受けた者が、使用料を第一項に規定する期日までに納入しないときは、使用料後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すものとする。
（使用料の返還又は減免）

第九条の四 知事は、条例第八条第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料から当該各号に定める額の使用料を返還する。

一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由により第三別館及びその附属施設設備等を使用することができなくなったとき 全額

二 使用日の七日前までに利用承認変更申込書及び使用料返還申請書（別記第十四号様式）の提出があり、知事が承認したとき 全額

三 使用日の六日前から二日前までに利用承認変更申込書及び使用料返還申請書の提出があり、知事が承認したとき 半額

2 条例第八条第四項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に、使用料減免申請書（別記第十五号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定により使用料の減免を承認したときは、使用料減免承認書（別記第十五号様式）により申請者に通知するものとする。

第十二条中「センター」を「本館等」に改める。
第十三条中「センター」を「ソフトピアジャパンセンター」に改める。

別表第一三の表の次に次の一表を加える。
四 第三別館

項	区 分	受付開始日
一	第一中会議室、第二中会議室、第一小会議室、第二小会議室、第三小会議室、第四小会議室、第五小会議室及び第六小会議室	使用を開始しようとする日の属する月の六月前の月の初日

二 技術開発室	使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日
---------	-----------------------------

別表第二の表に次のように加える。

ノート型パーソナルコンピュータ	一台	六五〇
-----------------	----	-----

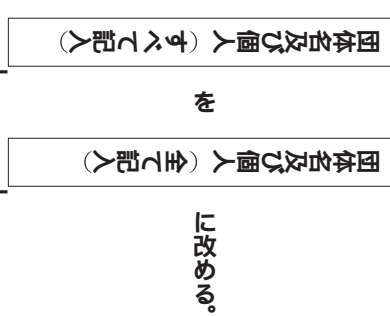
別記第一号様式中「指定管理者がある場合」を「本館等に限り、指定管理者がある場合」に改める。

別記第二号様式中「商業登記簿簿本」を「商業登記事項証明書」に、「指定管理者がある場合」を「本館等に限り、指定管理者がある場合」に改める。

別記第六号様式中「指定管理者がある場合」を「本館等に限り、指定管理者がある場合」に改める。

別記第八号様式中「センター」を「本館等」に改める。

別記第九号様式中



別記第十号様式及び別記第十一号様式中「センター」を「本館等」に改める。
別記第十一号様式の次に次の四様式を加える。

第12号様式 (第10条関係)

使用料延納申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者

住所 氏名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名

ふりがな

担当者名

電話 ()

次のとおり施設の使用料の延納を申請します。

施設 の 名 称	利用年月日	利用時間 (部屋数)	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
使用料の額	施設 使用料 附属施設設備等使用料 計		円 円 円
申請の理由			
納入予定日	年 月 日		
備 考			

第13号様式 (第11条関係)

使 用 料 後 納 申 請 書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所
氏名
(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名
ふりがな
担当者名 電話 ()

次のとおり使用料の後納の承認を申請します。

団体名及び個人 (全て記入)	区 分	1 団体 2 個人
	ふ り が な	
	団 体 名	
	ふ り が な	
	氏 名 (団体の場合は代表者名)	
	電 話 番 号 (団 体 ・ 自 宅)	内線
	F A X 番 号	携帯電話番号 (団体・個人)
住 所 (団 体 ・ 自 宅)	〒	
	メールアドレス	
個 人	生 年 月 日	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月 日
	性 別	1 男 2 女
団 体	ふ り が な	
	担 当 者 名	メールアドレス
	電 話 番 号	内線

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。

保 護 者 同 意 欄	ふ り が な	保護者印
	氏 名	

期 間	年 月 日から 年 月 日まで
-----	-----------------

第14号様式 (第12条関係)

使用料返還申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名

ふりがな

担当者名

電話 ()

次のとおり使用料の返還を申請します。

施設 の 名 称	利用年月日	利用時間 (部屋数)	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等	年 月 日	第 号	
承認の年月日及び番号			
納入料の額	施設 使用料 附属施設設備等使用料 計		円 円 円
返還を受けようとする額	施設 使用料 附属施設設備等使用料 計		円 円 円
申請の理由			
備 考			

第15号様式 (第12条関係)

使用料減免申請 (承認) 書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名

ふりがな

担当者名

電話 ()

次のとおり使用料の減免を申請します。

施設 の 名 称	利用年月日	利用時間 (部屋数)	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
使用料の額	施設 使用料 附属施設設備等使用料 計		円 円 円
減免を受けようとする額	施設 使用料 附属施設設備等使用料 計		円 円 円
納入料の額	施設 使用料 附属施設設備等使用料 計		円 円 円
申請の理由			
備 考			

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

岐阜県知事

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

平成二十四年八月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社